

令和7年10月31日

文書料の一部改定について

平素は当院の医療に多大なご理解を賜り厚く御礼申し上げます。

当院におきましては、令和8年1月1日から、下記の文書の発行に伴う文書料を改定いたします。

なお、令和7年12月末までに発行申請頂いたものにつきましては、現行の文書料で発行いたします。

記

1 国民年金の受給に係る診断書及びこれに類するもの

1件につき (現行) 4,510円 → (改定後) 5,500円

2 生命保険等の請求に係る診断書及び証明書

1件につき (現行) 3,980円 → (改定後) 5,500円

3 死亡診断書

1件につき (現行) 3,030円 → (改定後) 3,300円

4 領収証明書

(1) 証明期間が1月以内のもの

1件につき (現行) 940円 → (改定後) 1,100円

(2) 証明期間が1月を超えるもの

1件につき

(現行) 940円+200円×証明期間(1ヶ月を超える月数)

↓

(改定後) 1,100円+200円×証明期間(1ヶ月を超える月数)

5 その他

(1) 医師による証明を要するものでその内容が複雑なもの

1件につき (現行) 3,030円 → (改定後) 3,300円

(2) 医師による証明を要するものでその内容が簡易なもの

1件につき (現行) 1,780円 → (改定後) 2,200円